

「発達障害を有する非行少年・不良行為少年の 再犯防止システムに関する研究」

「研究代表者」

早稲田大学大学院法学研究科

宍倉 悠太

I. はじめに—研究の背景と目的

(1)発達障害と犯罪・非行との関係および逸脱のプロセス

発達障害者の犯罪・非行においては、障害自体が犯罪・非行の直接的要因になっているとは考えにくい。

そもそも、発達障害と犯罪・非行との関係には、(ア)発達障害者の器質上の特性が犯罪の直接的要因となっているとする「一次障害説」、(イ)発達障害者をとりまく不適切な環境が犯罪の直接的要因となっているとする「二次障害説」、(ウ)先天的特性と環境との相互作用が犯罪の要因であるとする「交互作用説」があるという分析がある¹。

この点、仮に発達障害者に先天的資質として犯罪と結び付きやすい特性があるとしても、社会生活を送っていく中で、全く後天的な環境の影響を受けない者がいるということは想定しづらい。反対に、発達障害(とりわけ自閉症スペクトラム障害)が「社会的コミュニケーションおよび対人相互反応における持続的な欠陥」「行動、興味、または活動の限定された反復的な様式」を特性とする以上、社会生活を送るうえで当該特性が故に通常人に比べて困難に直面する可能性が高いことも想定され、また社会生活上の出来事を通常人と異なった認識で捉える可能性があることを考えると、当

該障害によって周囲の社会環境が不適切な方向に変化していく可能性も完全に否定することはできないと思われる。

以上のようなことを考えると、「先天的な素質としての発達障害」、「当該発達障害者を取り巻く人格を形成した環境」、「障害と環境の相互作用によって当該発達障害者が形成した後天的な人格」、そして「当該犯罪行為を起こさせた環境」という複数の要因が重なって犯罪へと至るということになるが、犯罪を繰り返すケースというのは、成人になる前段階において発達障害が学校・職場でのコミュニケーションに困難を来たしたことにより、その居場所が狭められ(被害者化)、ひいては逸脱行動へと至る(加害者化)ことが多い。そうした困難はコミュニケーションの範囲が広がる中学生期以降に多く現れるが、中には障害の発見が遅れたことで逸脱行動が進行しており、学校だけの対応が困難になるケースが見られる。また、発達障害(とりわけ自閉症スペクトラム障害)の発見が遅れた者は、その常同性から現れる行動(例えば、金属に強いこだわりを持ち、衝動的に女性のアクセサリに触れる男子少年の行動)が、乳幼児期には触法行為と評価されなかったものの、本人に要求される規範意識の水準が高くなる中学生以降は触法行為と評価されるようになるなど、適切な治療

や教育を受けられなかったが故に犯罪の加害者の烙印を押されるリスクを背負ってしまうケースもある。他方、少年院や児童自立支援施設の調査によれば、過去に被虐待経験のある者が入所者の半数以上に及ぶという結果が示されているが、中には障害による育てにくさが基で虐待を受け、中学生以降に加害者へと転じる者もいると推測される。

(2)成人段階における対応の困難

こうした罪を犯した発達障害者は、大人になってからの対応に多くの困難が伴う。大人の発達障害者が犯罪行為を行った場合、とりわけ障害特性が犯罪と何らかの結びつきがあるとされるときは、「責任能力」の問題が惹起されうる。しかし、刑事司法システムにおいては「個別行為責任一応報」中心の判断が優先されることから、発達障害を理由に弁識能力・制御能力に影響が及ぶとされた判例はほとんど存在しない。また、発達障害者支援法成立以降、少しずつ宣告刑および行刑の段階で障害に配慮した判決や処遇が現れつつあるものの、刑事司法システムにおいては一般予防の要請が重視される。したがって、刑事責任を問われる年齢であり、少年期に比べ療育の可能性が高くない成人を対象として対応策を検討することには限界があるといわざるを得ない²。

(3)研究の目的—少年段階での対応システムの整備の必要性

以上のことを考えると、社会化・再社会化のプロセスにおいて「健全育成」が主目的とされる少年段階に、非行や不良行為の早期発見・早期予防システムを整備することが、彼らのその後の再犯防止のうえで有効である。こうした対応は、少年の早期療育のみならず、その早期自立を促すことにもつながり、経済性・実現可能性の観点からも意義がある。

本研究では、発達障害を有する少年の加害者化のプロセスを(1)のように捉えた。そのうえで、発

達障害のある非行少年・不良行為少年を対象に、中学生期において学校や他の関係機関との連携により、「さらなる加害者化の防止」や「立ち直り(社会復帰)」を実現するための適正かつ有効な連携システムのあり方を提示することを目的とした。

II. 研究の対象及び方法

1. 研究対象

I (1)のプロセスを踏まえ、本研究では、発達障害を有する非行少年・不良行為少年への対応段階を以下のように分析した。

- ①「非行・不良行為の発見段階」
- ②「障害の判定とそれに基づく処遇方針決定の段階」
- ③「処遇の実施と社会復帰へと至る段階」

そのうえで、義務教育年齢までの子どもを中心として、関係機関・団体による再犯防止のあり方を考察した。とりわけ、関係機関の対応をシステム論的に考察する関係で、以下のシステムごとに対応を整理した。

- (ア)主に「不良行為少年」「非行少年」に対応する「少年警察行政システム」
- (イ)「触法少年」「18歳未満の虞犯少年」に対応する「児童福祉行政システム」
- (ウ)「非行少年」に対応する「少年保護司法システム」

2. 研究方法

①インタビュー調査

上記のプロセスにおいて関わることになる機関・団体を訪問のうえ、他機関との連携の現状と課題に関するインタビュー調査を行うことで、その実態解明と問題点・課題の抽出に努めた。調査は基本的に質問紙を送付し、訪問時に質問内容に応じて回答してもらおう形で実施した。なお、調査実施機関の多くが、発達障害少年に関する統計を特別に集計していない場合が多かったことから、主として個別の対応ケースに関わる質的な聞き取

り調査を中心に実施した。

②文献調査

発達障害を多角的観点から分析するため、その原因に関する資料や、療育・対応の在り方に関する資料を入手して分析した。また、発達障害を有する非行少年や不良行為少年に関わる統計資料のうち、官公庁が公開しているものについても適宜入手し、運用レベルにおける発達障害との関係の分析を行った。

3. インタビュー調査の内容

研究期間である2015年4月から2016年9月までに、以下の機関・団体を訪問のうえインタビュー調査を実施した。なお、ここでは個人情報保護への配慮から、関係機関や個人が特定されることの無いよう、具体的な機関名・団体名は伏せた形で掲載する。

- ①「非行・不良行為の発見段階」
 - (i)高等学校(1か所)
 - (ii)特別支援学校(1か所。2回訪問)
 - (iii)少年サポートセンター(1か所)
- ②「障害の判定とそれに基づく処遇方針決定の段階」
 - (i)児童相談所(2か所)
 - (ii)少年鑑別所(2か所)
- ③「処遇の実施と社会復帰へと至る段階」
 - (i)児童自立支援施設(都道府県立、国立の2か所)
 - (ii)「支援教育課程」を設置する少年院(3か所)³
 - (iii)少年刑務所(1か所)
 - (iv)更生保護施設(1か所)
 - (v)保護観察所(1か所)
 - (vi)触法障害者の受け入れをしている支援施設(民営、国営の2か所)
 - (vii)非行少年の親の会、障害のある犯罪者・非行少年等を支援するボランティア団体

(2か所)

(viii)非行少年等が就労をしているソーシャルファーム的企業・団体等(4か所)⁴

なおこのうち、③(viii)は、いわゆる広義の「ソーシャル・ファーム」に含まれ、知的障害者・発達障害者などの社会的弱者に就労をさせながら、さらに居場所を提供することで本人の自立を目指す取り組みを実践している企業・団体等である。これらは研究開始当初は調査対象に含めていなかったが、申請時に課題として指摘した「罪を犯した発達障害者」の社会復帰後の「居場所」について重要な示唆を与える取り組みであると考え、事後に調査対象に加えることとした。

III. 調査結果の分析

以下、発達障害を有する非行少年・不良行為少年への対応について、IIの1に記載した「少年警察行政システム」「児童福祉行政システム」「少年保護司法システム」ごとに分析する。ただし、これらのシステムは「少年の健全育成」を目的とするシステムのサブシステムとして機能しており、個別に独立しているわけではなく、時系列的・空間的に他のシステムと結合している。また、各システムとも、そのインプットされる対象に対して、「(a)発見・送致プロセス→(b)調査・診断プロセス→(c)処遇プロセス」という手順を踏んでそのシステムの目的を達成していく。以下では、上記の点に留意しつつ、主に量的・質的な観点から分析結果を掲載する。

1. 発達障害を有する不良行為少年への対応の現状と課題

(1)はじめに

現在、非行少年の前段階ともいえる不良行為少年については、その対応を補導活動という形で、警察がほぼ全面的に担っている⁵。ただし、虞犯少年の家庭裁判所送致が非常に厳格に運用されてきたことにより、虞犯少年の補導人員数が大幅に減

少し一方で、概念的に非常に類似した少年が「不良行為少年」として数多く補導されてきたという事実があるように⁶、その中には真犯に類似していても真犯性のない一回性限りの行為に基づき不良行為少年として処理されている者もかなり含まれていると思われる。

このような少年に対し中核的な対応をする機関が少年サポートセンターであるが、以下、少年サポートセンターにおける発達障害を有する不良行為少年への対応の現状と課題について、システムの処理過程における真犯少年とのすみ分けなども含め分析する。なお、発達障害を有する不良行為少年に関連する統計資料が存在しないため、インタビュー調査の内容を基に、質的観点からの分析結果を記載する。

(2)対応の現状

(a)発見・送致プロセス

第一に相談経路について、発達障害が関係するケースについては、小・中学校、高校や特別支援学校等の教員から相談が来ることが多いとのことだった。「電車内で女性の髪の毛の匂いを嗅ぐ、しつこく話しかける」といった事案や、「学校内で同級生にわいせつ行為をした」などの事案について、学校の指導だけでなく、警察の特質を生かした指導が必要と判断された場合に相談が来るということ。この点、調査を実施したサポートセンターは組織内に現職の中学校教員を配置しているほか、非行防止教室の実施や学校警察連絡協議会への参加、教育委員会が主催する研修の中で少年サポートセンターの存在を周知することもあり、次第にその存在が学校を始めとする諸機関に認知されつつあるとのことであった。

第二に、(1)で述べたことと関連して、児童相談所の非行相談、とりわけ18歳までの真犯行為相談との関係について、不良行為少年として少年警察行政システムに委ねるのか、真犯少年として児童

福祉行政システムに委ねるのかは、相談者および引き受ける機関の方針によることになる。この棲み分けについて確認したところ、以下のような特徴が見られた。

(ア)少年の主訴が確定しない場合、例えば表面的に非行があっても背景に虐待が疑われるような場合は、児童相談所への「通告」ではなく「相談」の形をとり、虐待相談へつなげる場合がある。

(イ)最終的に被害届が出されないような事案では、警察署が少年サポートセンターを紹介する場合がある。また、児童相談所へ非行相談として来たケースについて、児童相談所で指導をするよりは、本人の罪障感を明確化し、規範意識を持たせるために警察所管の機関である少年サポートセンターが紹介されることもある。その他、児童相談所が児童虐待への対応に追われる状況から、学校からの依頼はサポートセンターに回すことも増えつつある(児童福祉行政システムの項でも後述)。

(ウ)対応するケースの年齢について、相対的に児童相談所は警察より低く、中学生年齢が中心となる。これに対し高校卒業後も支援が必要とされる場合は、少年サポートセンターが児童相談所との連携も含め対応する場合がある。ただし事案によってはこのような棲み分けが困難なケースもある。

(c)処遇プロセス

次に、少年警察行政システムの場合、警察限定での対応が中心となるため、発見・送致プロセス後の処遇プロセスの対応を見てみたい。

(ア)少年警察行政システムが「任意」のシステムである以上強制力はなく、指導や補導は保護者の同意を得たうえで、少年個人の福祉を強調する観点から助言指導や継続補導を行っている。

(イ)特に、発達障害による認知の歪みが元で不良行為につながっているケースについては、表面的な注意等で行為だけをなくすというアプローチはとらない。サポートセンターに所属する臨床心理

士等の面談を通し、認知の歪みの元を辿るようにしている。そのうえで、本人にもその歪みを理解をさせていきながら、本人の誤りを正していき、さらに学校や親の了承を得て手厚くフォローアップを実施している。

(ウ)その後の少年の支援において障害の診断が必要と思われる場合は、保護者に対し、医療機関等の受診を勧める。ただし保護者が障害を認めていない場合もあり、その時は心理検査を実施して、客観的な結果などから説得することもある。また、突然障害の話を切り出せない場合もあるので、粘り強く保護者が養育上困っていること、家庭での問題などを聞き、受診への動機づけを図っている。

(3)小括

以上、少年警察行政システムにおいては、少年サポートセンターが非行問題対応のノウハウを安定して蓄積しており、発達障害を有する不良行為少年への対応においても、心理専門職員等の配置により、経験科学的観点からのアセスメントができる体制が整っていると見える。さらに、組織内に教員を配置することなどを通し、他機関との連携のハブとして機能するポテンシャルも有している。また児童相談所との関係では、非行と虐待、中学生と高校生年齢等で児童相談所の相談区分が複雑・混在化する中、少年サポートセンターが児童相談所の機能を補完している面も見られた。

2. 発達障害を有する非行少年への対応の現状と課題(その1—児童福祉行政システム)

(1)はじめに

次に、発達障害を有する非行少年について、児童福祉行政システムにおける対応を見てみたい。ここでは特に量的・質的分析のほか、当該少年を収容する可能性がある児童自立支援施設の現状について、少年院との比較の観点からも確認する。

(2)対応の現状

①量的分析から

児童福祉行政システムにおいて発達障害少年の動向を示す統計資料としては、児童自立支援施設関係のものがある。以下確認したい。

図1・2を見ると⁷⁾、児童自立支援施設に入所する発達障害児は増加傾向にあり、特に広汎性発達障害を有する児童の増加が著しいことがうかがえる。さらに施設での指導上の留意点を見ると、「社会規範」「職員との関係」「心理的対応」に留意が必要な児童が増加傾向にある点も目立っている。こうした結果からは、特に児童自立支援施設において、コミュニケーション能力や規範意識の獲得に困難が増加しており、さらに一人一人の問題性に応じたきめの細かい対応が職員に要求されている様子が推測される。

②質的分析から

以下、対応のプロセスごとに、質的観点から現状と課題を分析したい。

(a)発見・送致プロセス

発見・送致プロセスにおいては、「保護者・学校等からの非行相談」や、「触法少年、虞犯少年(18歳未満)の『要保護児童』としての通告」「重大な犯罪(少年法6条の6)を行った触法少年の警察からの家庭裁判所送致」といった対応が考えられる。このうち主なものは前二者であるが、これらに関連するものとして、概ね以下の指摘があった。

(ア)(発達障害少年も含む)全般的状況として虐待相談が増えているのに対し、非行相談はほぼ横ばいの状況にある(なお、この点を補足する資料として図3を掲載⁸⁾)。

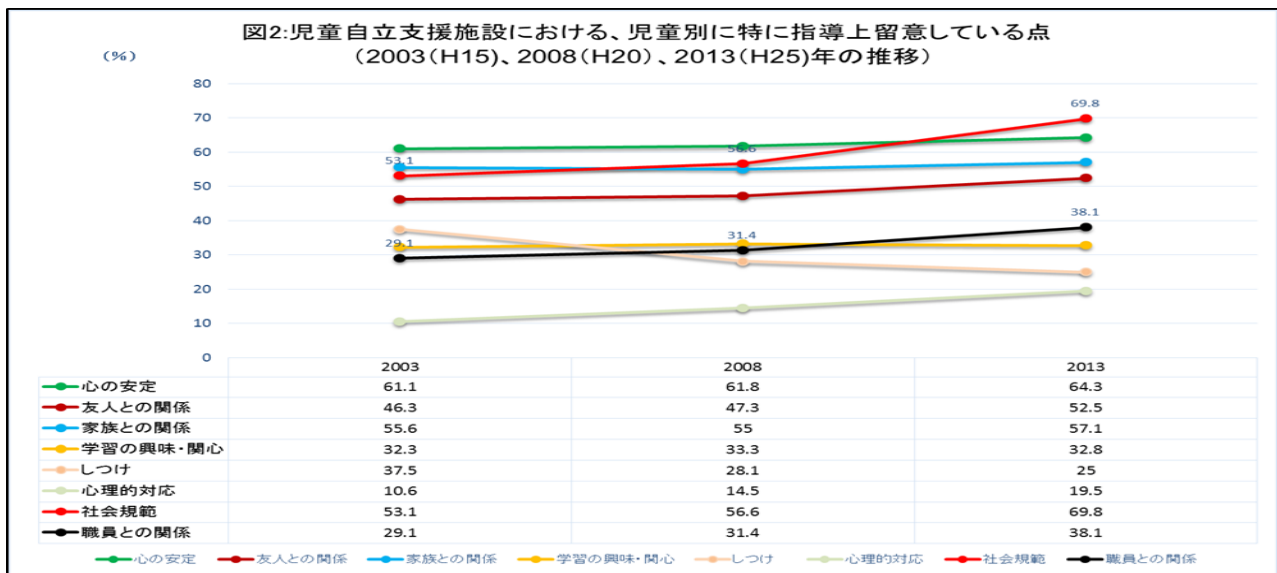
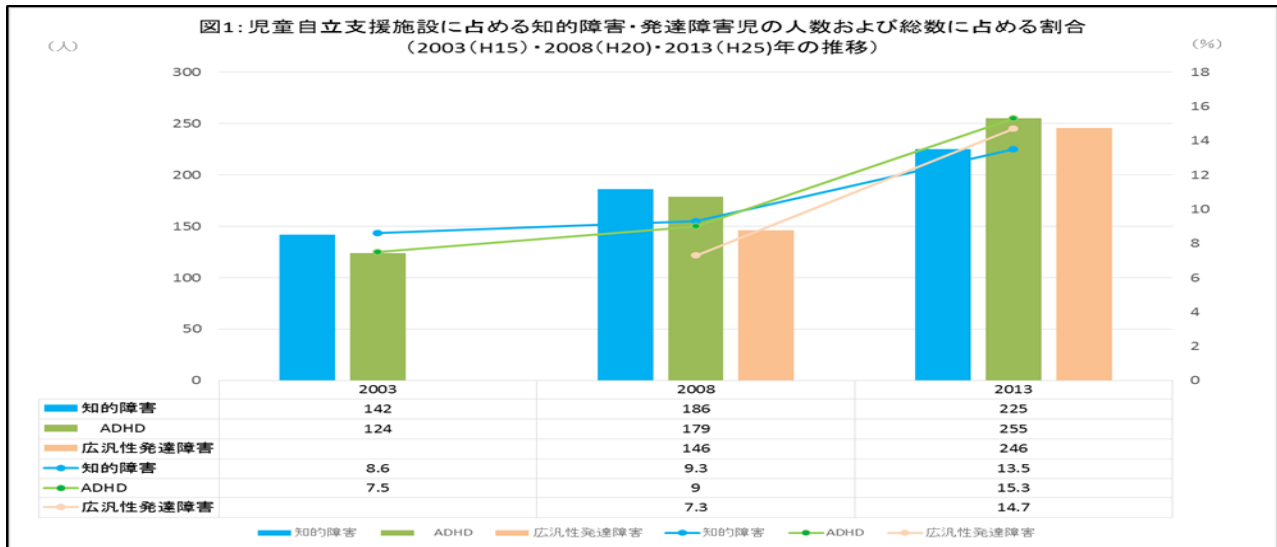
(イ)年齢に関して、児童相談所は小中高校生の非行事案に対応しているが、中学生の取扱い件数が最も多い。また、高校生の場合、児童福祉の範疇で指導・支援出来ない事案もあるため、少年サポートセンターと早いうちから連携する場合がある。

(ウ)虐待相談との関係もあり、相談にするか通告にするかは、警察の方でもある程度仕分けをして

いる。相談レベルで済む事案であればサポートセンターに依頼をしているものも相当数あると思われる。そのうえで、児童相談所の関わりが必要と警察が判断した事案については、書類又は身柄付児童通告として児童相談所の係属としている。

(エ)発達障害を有する非行少年の場合、学校の特

別支援教育やサポートセンターの継続補導などの関わりがあっても、街角で突然パニックを起こし暴れたケースなどが警察から通告されてくることがあり、こうした場合の対応に苦慮することがある((b)調査・診断プロセスにおいても後述)。



(b)調査・診断プロセス

調査・診断プロセスにおいては、「受理会議を経ての社会診断(児童福祉司)、心理診断(児童心理司)、医学診断(医師)の実施」「必要がある場合(とりわけ施設入所の場合)、一時保護を行

っての行動診断の実施」「判定(援助方針)会議の実施」といった対応がとられる。この点については、以下の指摘があった。

(ア) 一時保護は原則 18 歳未満まで可能であるが、高齢児になるほど本人の意思や保護所での

適応等の観点から一時保護になじまない場合がある。また、一時保護所は被虐待児が多く、非行少年との混合処遇が困難になることも多い。そのうえ非行少年でも、発達障害等を抱えた対応が難しいケースの一時保護を求められることがある。(なお、この点を補足する資料として図4を掲載⁹⁾。

(イ)発達障害を有する非行少年の場合、保護者の手に負えず、サポートセンターや学校の特別支援教育の枠組みがあっても、街角でパニックを起こして警察から通告されてくるケースの一時保護を求められることがある。警察もその対応に困るが、一時的なパニックのため精神保健福祉法上の措置入院の通報もできず、年齢上留置場にも入れられないケースの保護が求められる。しかし児童相談所も混合処遇の問題、保護所のハード面、ソフト面などから対応が難しい。

(ウ)虐待相談の増加に伴い、児童相談所は非行対応の可能なスタッフが減り、長期的視点に立つとその育成環境も不十分な状況にある。

(エ)処遇方針の決定に関して、心理学・医学など複数の観点からアセスメントは可能だが、児童養護施設や養育家庭への委託になじまない場合、最終的な処遇施設は児童自立支援施設しかなく、国立か都道府県立かといった区分程度の選択肢に限られてしまう。

(c) 処遇プロセス

ここでは、児童自立支援施設の処遇を中心に調査を実施したところ、以下の指摘があった。

(ア)発達障害少年の処遇に関して、常勤の精神科医がいるのは国立の2施設のみ。少年に対し心理職や福祉職など複数の異なる視点に立ったアセスメントを繰り返し実施できる体制もあるが、施設内での分類収容や処遇が行われるわけではなく、10名程度の集団での寮生活と夫婦制

または交代制による職員との濃密な対人関係に基づく環境療法(生活環境の充実化を通したいわゆる「育ち直し」)が行われる。ただし、一般家庭より支援の枠組みが明確で規則正しい生活が送れるよう、一定の構造化はされている。

(イ)退所後、知的障害・発達障害を有する者は特別支援学校に進学することもある。しかし、本人や家族が障害の認知をしていない、学校や児相が障害があるという認識をしてもそれを保護者に伝えられていないことが結構あり、特別支援教育への移行が困難になることもある。早期に障害に気付くことで支援につながるのだが、それが遅れているケースに出会う。

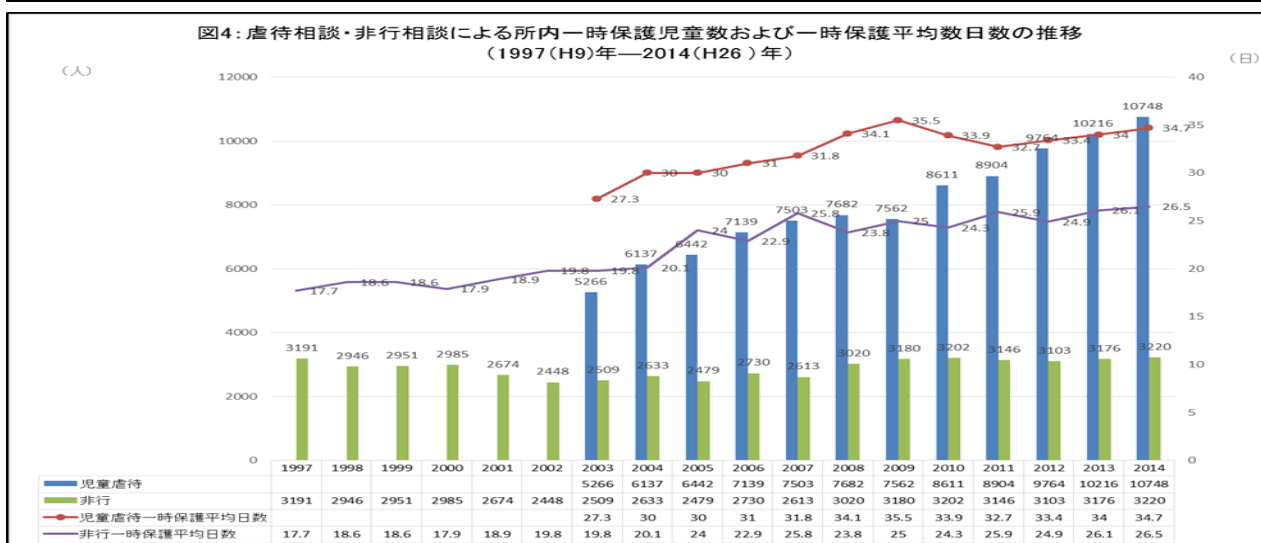
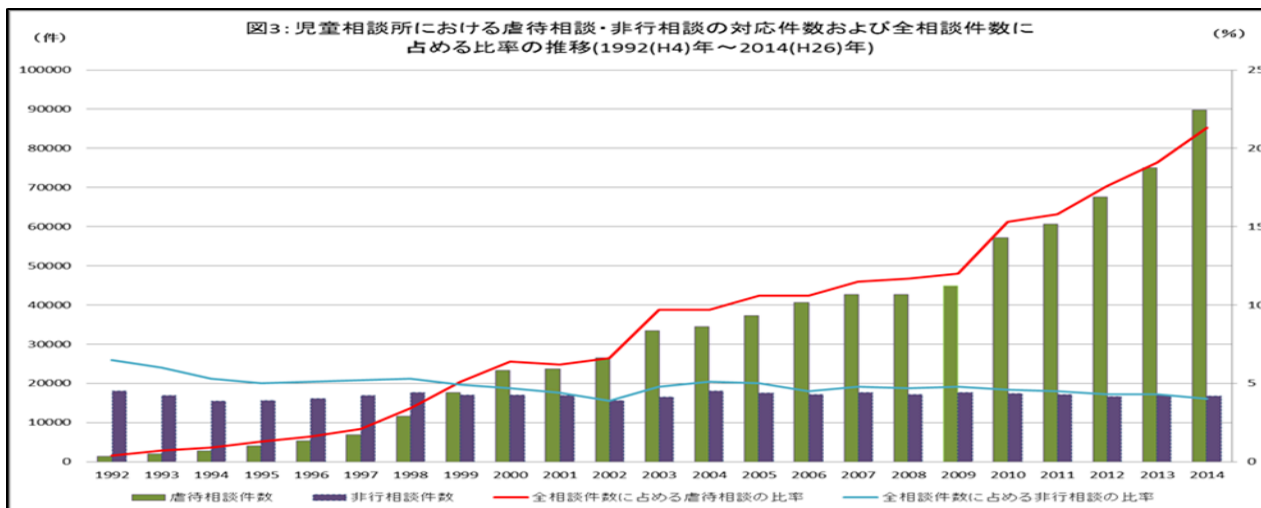
(ウ)今後の展望として、児童自立支援施設でも発達障害児の処遇に関する研究が行われている。第二に、児童自立支援施設における義務教育について、以下の指摘があった。

(エ)児童自立支援施設では、施設内に学校(分校または本校)が設置され、教科教育を実施できる体制を整備。社会から隔離した形で教科教育を実施している。ただし、児童自立支援施設は収容少年の学年や人数に応じ、可能な教育は限られる。また、学校側も児童自立支援施設の支援目標や体系に縛られており、思うように学校教育を果たせないなど、福祉と教育との間で対立的関係が生まれる場合も。学校教育の代替ではなく補完的機能にとどまることもありうる。

(オ)児童自立支援施設は、学校教育が導入されてから座学の時間が増えた。過去には就労に向けた教育も重視しており、職業補導という分野があったが、義務教育が導入されたことで一歩後退せざるを得なくなっている。

第三に、少年院の処遇との比較の観点からは、以下の指摘があった。

(カ)原則は児童福祉法に基づく福祉的措置で



あり、非行集団や非行を誘引する環境からの引き離しは可能だが、逃走時の連れ戻しはできない。また、家庭裁判所が認めた場合に限り、国立の2施設において施錠した部屋へ入所する強制措置をとることができる。これに対し少年院は逃走時には連れ戻して収容することが可能。生活寮には施錠可能であり、児童自立支援施設に比べ強制力・拘束力が強い。

(キ)児童自立支援施設は法令上18歳未満が入所可能だが、運用上入所させるのは中学生年齢までとなる。退所後は高校進学が主たる進路になることから、義務教育としての教科教育が主で、高校生年齢の者の職業補導等はあまり行われていない。これに対し少年院は、概ね12歳以上

26歳未満までの者を収容可能であり、高校生年齢でも収容可能である。また、教科指導のほか、義務教育終了後の職業指導も矯正教育の中に盛り込まれている。

(ク)児童自立支援施設は、都道府県ごとに設置されるため、予算・職員の規模により処遇水準にばらつきが出やすい。対して少年院は国の施設であり、予算や職員は均一的な配分が可能であり、処遇水準のばらつきが少ない。さらに、矯正教育課程を施設ごとに設置し、専門分化・弾力的な処遇が可能となっている。とりわけ、これまでの矯正教育課程では、その対象者の一例として「発達障害」という用語は使用されていなかったところ、2015年に設置された支援教

育課程では、対象者の一例として「発達障害」という用語が使用されている。

(3)小括

児童福祉行政システムにおける対応について、(a)(b)のプロセスでは、虐待相談への対応が主となる中で、児童相談所の非行相談機能が低下してきており(図3参照)、さらに長期的な視野に立つと、非行問題に対応可能なスタッフの育成ができていないことから、さらなる機能低下も懸念されている。その一方で、発達障害等により対応困難な少年については、一時保護を通じて現に起きている非行をクールダウンさせる機能への要求は高まっている。この点、所内一時保護の平均日数の推移を示した図4を見ると、非行相談による一時保護児童数はほぼ横ばいだが、保護の延べ日数は1997年以降漸増している様子うかがえる。これが直ちに発達障害者を意味するわけではないが、児童自立支援施設に入所する発達障害児の増加とあわせ考えると、一時保護所において、発達障害等を理由に対応が困難なケースに苦慮している可能性は否めないとと思われる。

また(c)のプロセスについて、児童自立支援施設は中学生年齢までの少年への対応が主となっている。発達障害児の処遇も中学生年齢までを対象とした本人の育ち直しを中心とした処遇が中心となっており、また、全国的な処遇水準のばらつきなども考えると、施設によっては本人の障害特性や退所後の居場所に配慮した処遇メニューの提供に限界が生じている可能性もある。

3. 発達障害を有する非行少年への対応の現状と課題(その2—少年保護司法システム)

(1)はじめに

最後に、少年保護司法システムにおける発達障害を有する非行少年への対応の現状を見たい。ここにおいても量的・質的分析を中心に述べる。

(2) 対応の現状

①量的分析から

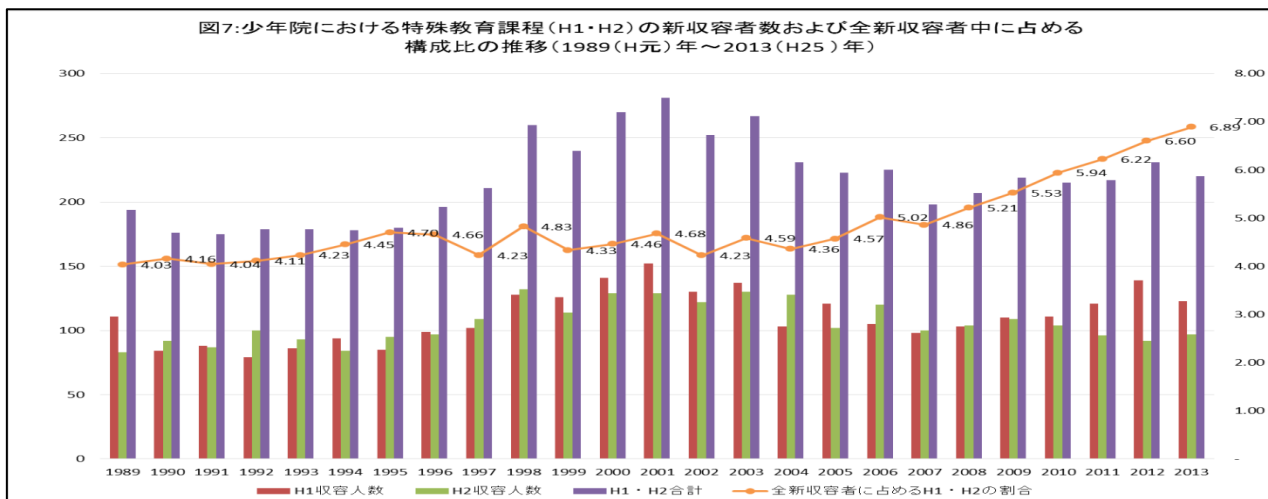
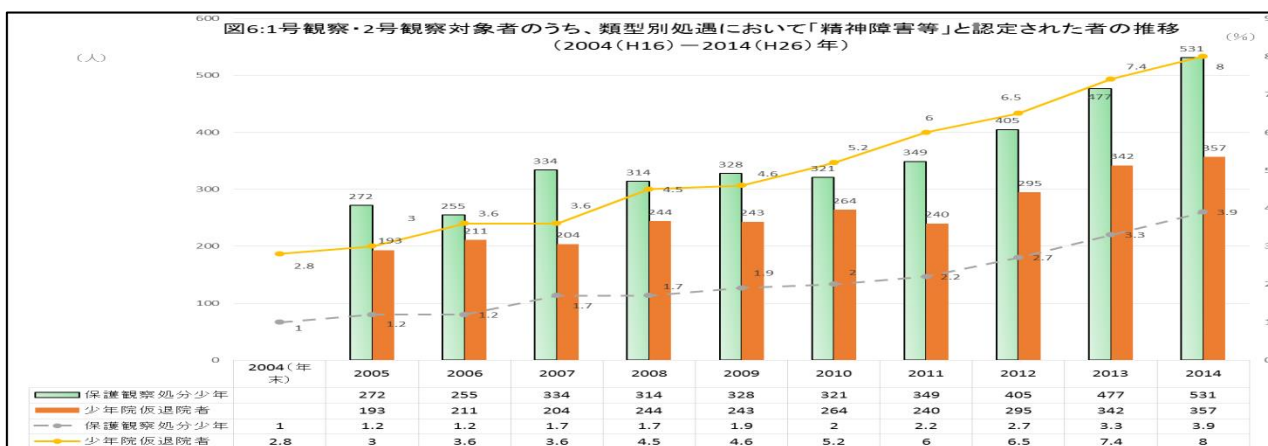
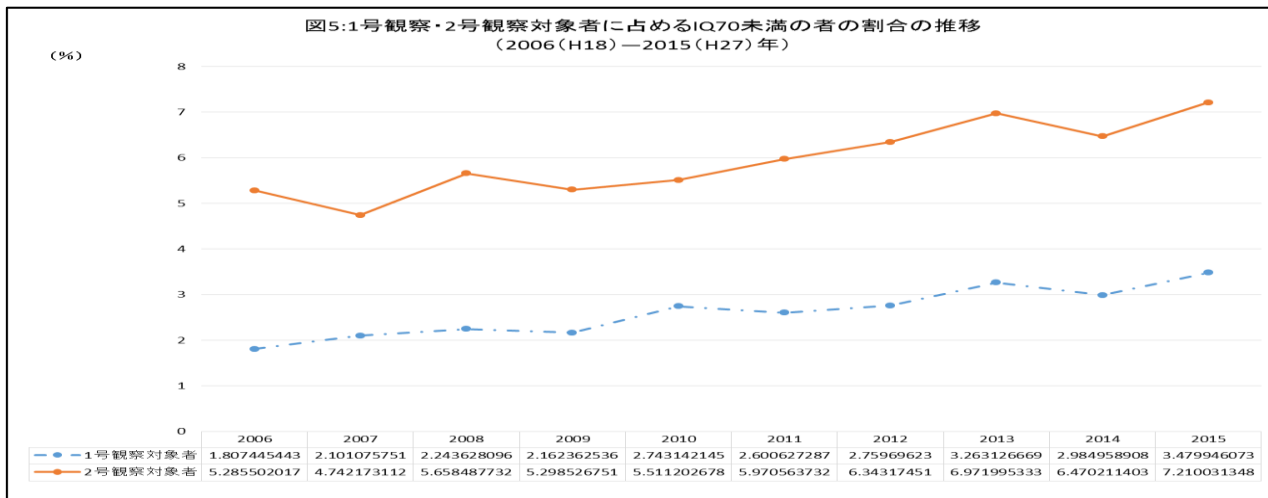
量的分析として、発達障害少年を直接取り上げた統計は存在しない。ただし、その現状を裏付けるうえで有用な統計は存在するので、以下確認したい。

図5・6を見ると、保護観察対象者において、主要な心理検査等において知的障害とされるIQ70未満の者の割合、および類型別処遇において「精神障害等」と認定される者の割合がいずれも漸増している様子うかがえる。この点、これらは直接発達障害の者の割合を示しているわけではないが、知的障害の者の中には発達障害が併存する者も少なからず存在すると思われる、保護観察の場面でそうした対象者が増加していることが推測される。さらに、図7・8からは、特殊教育課程(現・支援教育課程。以下同じ)の少年院における知的障害・発達障害を有する者の収容率の増加や、新収容者の中に一定数虐待少年が存在することが伺える。

こうした状況は、発達障害少年が、その器質的・環境的な影響により誤学習を進め、不良行為→虐待→犯罪という段階を踏んで少年保護司法システムに係属し、最終的には少年院へ収容されている状況を示しているともいえる¹⁰。また、虐待少年の少年院収容者は減少傾向にあるにもかかわらず、特殊教育課程の少年院に毎年一定数の虐待少年が収容されていることから、社会に適切な居場所が無いことを理由に、軽微な逸脱行動にもかかわらず少年院に入院せざるを得ない発達障害少年が一定数存在することを示しているといえる。

②質的分析から

以下、主に(b)(c)のプロセスを中心に分析する。
(b)調査・診断プロセス
少年鑑別所においては、心理技官が中心に法務

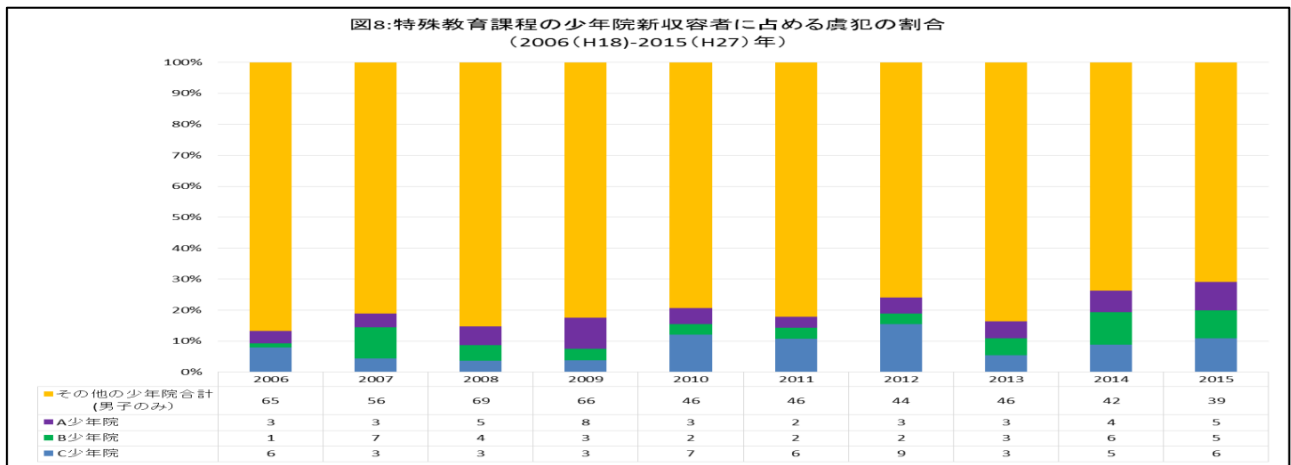


教官・医師との共同で鑑別を実施している。少年鑑別所法の成立以降の取組みとして以下の指摘があった。

(ア)発達障害スクリーニングツール及び行動観察チェックリストが2015年に開発された。こ

れらは、ADHDと自閉症スペクトラム障害の特徴把握を目的とするもので、原則として収容鑑別の対象者全員に実施している。

(イ)性的逸脱行動についても、法務省式ケースアセスメントツール(MJCA(S))を開発し、再非



行の可能性及び教育上の必要性を把握している。

(c)処遇プロセス

以下、保護観察及び少年院の処遇を確認する。

(ア)保護観察の場面では、2014年に『保護観察のための発達障害処遇ハンドブック』が作成されている。ただし、多くの現場は保護司に任せざるを得ない中で、経験科学的観点からの専門性の高い処遇が要求される発達障害少年への対応には困難もある。

(イ)少年院は、少年院法改正に伴い2015年度から矯正教育課程を再編しており、特殊教育課程は「支援教育課程」に名称が変更された。このうち、N2・N5の対象において、「情緒障害若しくは発達障害またはこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要する者」として、発達障害が対象として初めて明記された。さらに、発達障害の生活への影響と、義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要する者を対象としてN3を設け、障害の度合いに応じたきめの細かい処遇が可能になり、結果全国19の施設が新課程の対象となる少年を受け入れている。さらに発達障害少年については、これまでの少年院のノウハウをま

とめ、2016年度に少年院における「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」が完成し、発達障害の特性についてのわかりやすい説明や注意点、効果的な処遇などが記載された。さらに本人の生きづらさを150程度の項目に基づき測定し、きめ細かい対応方針を立てられるようになった。

(ウ)支援教育課程の中核である3所の少年院では、従来から発達障害少年への独自の処遇プログラムが実施されている。その内容としては、サイコドラマ(心理劇により内面感情の表出や自己・他者の関係に対する理解を促す)・キネジ療法(心身の機能失調の是正)・ビジョントレーニング(視覚機能及び視覚関連スキルを向上させ、視覚情報処理の改善を目指す)・コグトレ(認知機能向上トレーニング)・「心の扉」プログラム(アンガーマネジメントやエゴグラムを用いた指導)・絆ワーク(アスレチックやゲームを通して協調性やコミュニケーション能力を養う)といったものがあり、障害に基づく社会不適応の改善に役立っている。さらに最近では在院者の社会化を促進する目的で院内にグループホームをモデルとした寮を設け、自主的・自立的生活のため、自由度の高い環境で自己管理型

の生活訓練を行う施設もある。

(エ)新少年院法の成立に伴い、これまで以上に座学中心の単元教育が増加した。身体的な感覚を養ったり、実体験を通した職業指導の時間が圧迫される傾向もみられる。

(オ)少年院収容者が減少する一方、知的障害・発達障害少年の新収容者が増加していることから、支援教育課程におけるスタッフの不足や、新規に課程が設置された少年院におけるノウハウの不足といった課題も生じている。

(カ)発達障害少年に対する院内での処遇は充実してきており、帰住先の確保困難も地域生活定着促進事業により緩和されつつあるが、出院後の職場の確保は変わらず厳しい状況にある。

(3)小括

以上、少年保護司法システムにおける発達障害を有する非行少年への対応について確認してきた。統計にも示される通り、少子化等に伴い対象少年が減少する一方で、発達障害等を有する少年が少年保護司法システムに係属する傾向は高まっており、現場ではその対応が活発化している。少年鑑別所においては、発達障害少年へのアセスメント機能の充実させているほか、処遇プロセスである保護観察と少年院の場においてもこうした動きに合わせ発達障害に配慮した新たな処遇が展開され、そのノウハウも十分蓄積されてきている。さらに、少年鑑別所法や新少年院法の成立は、就労や帰住地の確保における他機関や保護者との連携の機運を高めている。他方、発達障害少年については、なおも帰住先や就労先の確保といった問題が残っており、社会における「居場所」の開拓が急務といえる。

IV. 考察

発達障害を有する不良行為少年・非行少年に対する対応の現状を、システムごとに調査し、量的・質的に分析を行った。調査結果を

基に、最後に紙幅の許す範囲で、短期的視点と中長期的視点からその対応の在り方について特に指摘しておきたいものを挙げたい。

(1)短期的視点による対応の在り方

①児童相談所・学校と少年サポートセンターの連携による、非行相談機能の強化

少年警察活動における不良行為少年への対応が活発化し、ノウハウが蓄積する一方で、児童相談所における非行相談機能は低下しており、長期的にはそのノウハウも衰退していくことが懸念されていた。そこで、児童相談所が少年サポートセンターや少年鑑別所と連携することで、非行や不良行為に対する対応機能の強化を図ることができれば、発達障害少年についても早期にきめ細かい対応が可能になると思われる¹¹。

さらに現在では、特別支援学校にも特別支援教育コーディネーターが配置されている。互いに啓発を進め、こうした連携のキーパーソン同士が連携することも、発達障害少年の将来の非行防止に資することになろう。なお、その際特に重要になるのは、関係機関の情報連携と行動連携の仕組みを活かし、各機関のできることでできないことを明確にしていくことである¹²。

②一時保護所における特別支援学校や少年院退職者等の雇用による非行対応機能の強化

児童相談所では、一時保護所での非行少年の対応機能も問題となっていた。特に発達障害少年が逸脱行動に出ている場合、個人ごとの複雑な問題性を見極めなければならず、そのためには、教育学・心理学・医学等の観点から複数の見立てができる体制を整備し、多角的に本人の問題を見極め、さらに本人の特性に合った対応が求められる。

この点例えば特別支援学校の教員や少年院の法務教官のOB・OGは、経験に裏打ちされた問題行動や非行対応のノウハウを十分に有してい

る。こうした退職者を雇用することで、一時保護所での処遇機能を向上できる可能性がある。

③発達障害少年の処遇に関する成功事例の集積

発達障害少年については、個人ごとに抱える問題が異なるため、画一的な対応方針は立てにくい。しかしながら、各ケースを一回限りの事例として終結させず、成功事例の先例を積み上げて後世に残していくことは、対応のためのコーディネーター育成や、制度作りにおける基礎的資料として重要になる。

(2)中・長期的視点による対応の在り方

①遍在する知見の統一化、対応システム構築のための省庁横断的な議論の場の創設

今回、特別支援教育・少年警察・児童福祉・少年司法といった各領域における対応を調査したが、いずれの領域においても発達障害を有する不良行為少年・非行少年の対応における少なからぬ知見の蓄積があった。

(1)③に示したとおり、成功事例の積み上げは重要だが、それが個別の領域にとどまってしまうことは勿体無い。制度化を考えた時には、こうしたノウハウを持ち寄り、例えば内閣府などが中心となって省庁横断的な議論をしていくことで、新たな対応システムを検討する議論の場を設けることが求められる。

なお「発達障害」概念の普及により、非行問題に発達障害の視点からアプローチする機会は各領域において増えているが、それが問題の説明材料にはなっても問題の解決まで至らないこともある。再非行の防止のためには、発達障害から問題性の説明がつかどうかではなく、障害が元で抱えている「生きにくさ」を見つけ、その解決を考えることが大事である。対応策の議論においては、発達障害をあくまで問題解決との関係で取り上げることが望ましい。

②「居場所」の確保としてのソーシャル・ファ

ームの活用とその展開可能性の検討

ソーシャル・ファームの取組みは、落ち着いた環境下で住居を提供できるばかりでなく、就労も行わせることで本人の「居場所」と「出番」を確保することに意義がある。とりわけ、発達障害を要因としてコミュニケーションに困難を抱えていたり、障害による二次的影響で逸脱行動がかなり進んでしまった少年の場合、1日のルーティンが決められており、落ち着いた環境下で農業や製品作成などを集中して行えるソーシャル・ファームの生活は、適切に「居場所」と「出番」をコーディネートできれば本人の心情の安定や社会復帰に資することから、今後の展開が期待される。

ただし、ソーシャル・ファームが社会で普及するためには、様々な問題を抱えた対象者への対応のノウハウだけでなく、安定した経営能力も求められ、さらにその成果が目に見える形で社会から評価されることを要する。この点、社会的投資を行いその成果を評価するソーシャル・インパクト・ボンドの取組みは、社会的投資の活性化のみならずその成果の評価基準についても客観化を目指しており、説得力を持ちうる¹³。こうした取組みの活用により、発達障害少年に対してよりよい居場所が安定して供給されることが望ましいであろう。

¹ 白瀧貞昭「高機能広汎性発達障害にみられる反社会的行動の成因の解明と社会支援システムの構築に関する研究」(平成18年度厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野(こころの健康科学研究)分担研究報告書)、41頁。井出草平『アスペルガー症候群の難題』(光文社新書、2014年)、144頁以下参照。

² 成人段階における対応策について、拙稿「罪を犯した発達障害者に対する法的対応策の考察—刑事司法システムにおける対応を中心に—」、早稲田大学社会安全政策研究所紀要第7号(2015年)、141-201頁参照。

³ 調査開始当時は「特殊教育課程」の名称だったが、少年院の教育課程は少年院法改正に伴い矯正教育課程として再編され、2015年5月から「支援教育課程」に名称が変更された。平成27年5月14日法務省矯少訓第2号「矯正教

育課程に関する訓令」参照。

⁴ 「ソーシャル・ファーム」の定義について、中島祐司『『ソーシャル・ファーム』という1つの可能性～ドイツ・フランスの実際を視察して～』、罪と罰第52巻2号(2015年)、22頁参照。

⁵ 川出敏裕『少年法』(有斐閣・2015年)、30頁。

⁶ 小西暁和『『虞犯少年』概念の構造(6・完)―公正さと教育的配慮の矛盾相克する場面として―』、早稲田法学82巻1号(2006年)、148頁。

⁷ いずれも「児童養護施設入所児童等調査結果」に基づき作成。なお、空欄は統計無しの部分である(以下同じ)。

⁸ 『社会福祉行政業務報告』に基づき作成。

⁹ 『社会福祉行政業務報告』に基づき作成。

¹⁰ 在院期間の延長は発達障害少年の少年院への滞留を引き起こしている可能性もある。この点、拙稿「特殊教育課程の少年院収容者に対する社会復帰支援の展望：少年保護司法の『入口』段階における支援の展開可能性に着目して」司法福祉学研究13号(2013年)、参照。

¹¹ 連携の在り方については、石川正興編著『子どもを犯罪から守るための多機関連携の現状と課題』(成文堂・2013年)所収の実例が参考になる。

¹² 時間的余裕を持ち各機関の機能に熟知したコーディネーターが、機関児童福祉法の「要保護児童対策地域協議会」や、子ども・若者育成支援推進法の「子ども・若者支援地域協議会」といった枠組みを利用していくことが望ましい。

¹³ 例えば、「JVPF(Japan Venture Philanthropy Fund) ANNUAL REPORT 2015」に記載されている。「NPO法人発達わんぱく会」における取組とその評価などが参考になる。